

BE KOBE

**令和5年度
国家予算に対する提案・要望**



神戸市

神戸市政の推進にあたり、平素より格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応は、厳しい状況が段階的に緩和されつつあるものの、依然として予断を許さない状況にあります。こうした中、ロシアによるウクライナ侵略や急速な円安の進行などの影響による原油価格や物価高騰等により、市民生活や経済活動の先行きに対する不確実性が高まっています。市民の命と健康を守るためコロナへの対応に引き続き取り組むことに加え、物価高騰等の影響に機動的に対応し、コロナ禍における市民生活・経済活動の維持・回復に全力で取り組んでまいります。

阪神・淡路大震災から 27 年、市民とともに震災という大きな危機を乗り越えてきました。一方で、人口減少・少子超高齢社会といった社会情勢の変化に加え、コロナの感染拡大により、高密度優先の価値観が見直され、豊かな自然環境の中での暮らしが価値を持つ時代が到来しつつあります。このような変化を捉え、with コロナ、さらにはポスト・コロナを見据えた政策課題の解決に向けて、スピード感をもって取り組む必要があります。また、令和の時代に間違いなく進化するテクノロジーを取り入れながら、持続可能な大都市経営を行ってまいります。都心部に近接した海や里山などの神戸の豊かな自然環境を活かして、「まちの質」・「くらしの質」を重視した施策を強化し、SDGs の推進による「海と山が育むグローバル貢献都市」の実現に向けて、確かな歩みを進めています。

また、神戸の新たな未来を切り拓く施策を積極的に展開していくため、「陸・海・空」の広域交通結節機能の強化や、都心・三宮の再整備、神戸医療産業都市を着実に進めてまいります。

本書に掲げるものは、本市が大都市としての役割と責任を果たすために必要な事項を厳選しておりますので、特段のご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



令和 4 年 7 月

神戸市長 久元 喜造

提案・要望項目

| 新型コロナウイルス感染症 原油価格・物価高騰対策項目

1. 地方自治体の取組みに対する財政支援の充実	1
2. 感染拡大防止策の強化	2
3. 市民生活を守るための取組みの推進	5
4. 市内事業者に対する支援策の充実	7

| 重点項目

1. グリーン社会の実現	11
2. デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進	14
3. 陸海空の広域交通結節機能の強化	16
4. 都心・三宮再整備の推進	23
5. 神戸医療産業都市・新産業の推進	26
6. 地域資源を活かしたまちの活性化	28
7. 安全・安心なまちづくりの推進	32
8. 子育て・教育環境の充実	36
9. 保健・福祉・医療の充実	41
10. 地方分権改革の推進	45

| その他項目

1. まちの活力の創出	47
2. 安全・安心なまちづくりの推進	51
3. 子育て・教育環境の充実	53
4. 保健・福祉・医療の充実	56
5. 地方分権改革の推進	60

新型コロナウイルス感染症 原油価格・物価高騰 対 策 項 目

国家予算に対する提案・要望
令和 5 年 度 神 戸 市

1. 地方自治体の取組みに対する財政支援の充実

»内閣府、総務省、厚生労働省

1) 地域の実情に応じて取り組む独自の施策に必要な財政支援の実施

- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のさらなる充実
 - ・ 交付金の増額や速やかな交付など、さらなる充実を図ること
 - ・ 交付金の算定にあたっては、市単位の陽性者数や病床の占有率に基づき算定するなど、大都市における財政需要をより適切に反映するとともに、財政力に関わらず必要な額が措置されるよう算定方法を見直すこと
 - ・ コロナ禍における市民生活・経済活動への影響を踏まえ、令和5年度以降も継続して交付すること
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の確保及び充実
 - ・ 新型コロナウイルス感染症への対応に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等を行うための費用について、引き続き十分な財政措置を講じること
 - ・ 地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に交付金を活用できるよう、指定都市を直接交付対象にすること

2) 公営企業の経営維持に向けた財政支援

- 経営状況が急激に悪化している公営企業の経営維持に向けた財政支援
 - ・ 料金収入の大幅な減少や原油価格の高騰等による経営状況の急激な悪化に対応できるよう、公営企業の経営安定化のための新たな財政支援を行うこと
 - ・ 資金不足が生じている公営企業の資金繰りを安定させるため、特別減収対策企業債の発行可能期間を延長するとともに、財政支援を拡充すること

2. 感染拡大防止策の強化

»厚生労働省

1) 新型コロナワクチン接種の円滑な実施

○ 新型コロナワクチンの安定的な確保と供給

- ・新型コロナワクチンについて、必要な量を安定的に確保し、適切に供給すること
- ・指定都市に対しては配分・供給の調整を直接行うとともに、ワクチンの種類や配送時期などの供給スケジュールを可能な限り早期かつ長期にわたり具体的に示すこと

○ 新型コロナワクチン接種に対する事業費の確保

- ・ワクチン接種に対する事業費について、地方自治体の負担が生じないよう、引き続き全額国費による財政措置を講じること

○ 新型コロナワクチン接種にかかる丁寧な情報発信

- ・ワクチンの有効性や安全性、副反応について、科学的・医学的知見に基づく正確な情報を丁寧に発信すること

2) 地域の感染症対策にかかる体制・機能強化に向けた支援

○ 保健所及び地方衛生研究所の体制・機能強化に向けた支援

- ・保健所の体制強化のため、保健師の確保にかかる財政支援を行うとともに、今後の新興感染症に備えるため、公衆衛生医師の安定的な確保・育成に資する仕組みを早期に構築すること
- ・地方衛生研究所の法的な位置づけを明確にするとともに、機器整備等の財政支援や教育・研修制度の充実による検査員の育成などにより、機能維持・強化に必要な措置を行うこと

3) 地域の医療提供体制の整備に対する支援の充実

○ 医療提供体制の確保に対する財政支援及び制度整備

- ・診療体制の確保（空床確保等）、院内感染防止策（感染症病棟のゾーニング等）及び医療従事者確保のための十分な財政支援を行うこと
- ・院内感染を防ぐための病棟改修や機器・備品整備などに必要な経費について、全額国費負担とすること
- ・医療機関の経営状況の把握に努めるとともに、安定的かつ持続可能な医療機関経営のため適切な財政支援を行うこと
- ・指定都市が主体的かつ機動的に臨時の医療施設の開設や宿泊療養施設の確保を行うことができるよう、必要な制度整備を行うこと
- ・今後の新興感染症の発生に備えた持続可能な医療提供体制について、早期に検討・整備を行うこと

○ 検査費用及び医療費に対する財政支援の拡充

- ・全額公費負担となっている検査費用や入院等の医療費について、全額国費による財政措置を講じること

○ 医療資器材及び感染拡大防止資器材の安定的な確保

- ・医療用マスクやガウン、人工呼吸器等の医療資器材について、引き続き国内での生産体制の整備に取組み、十分な備蓄を確保するとともに、医療機関への安定的な供給体制を構築すること

○ 科学的知見に基づく対応方針の明示、治療薬の安定供給及び開発支援

- ・新たな変異株の発生の際には、その特性に応じて科学的知見に基づく療養解除基準などの対応方針を見直し、迅速かつ的確に示すこと
- ・より有用性が高い治療薬の研究開発・生産のための支援を行うとともに、医療機関や薬局が新たな治療薬を安定的かつ簡便に入手できるよう、登録方法を簡素化するなど効率的な流通支援体制となるよう、改善を図ること

○ 罹患に伴う後遺症への対策

- ・後遺症の治療法の早期確立等、科学的知見に基づいた対策を早急に講じるとともに、必要な財政支援を行うこと
- ・治癒確認の基準を満たしたものの、引き続き重篤な状態にあり、呼吸器管理が必要な重症入院患者の医療費について、財政措置を行うこと

4) 健康二次被害対策等の充実

○ 健康づくり対策に対する財政支援の拡充

- ・高齢者のフレイルや認知機能の低下、うつ等の精神状態の悪化等、感染拡大に伴い重要性が増している健康づくり対策に対する財政支援の拡充を行うこと

○ 患者等への相談支援の充実及び風評被害防止の推進

- ・新型コロナウイルス感染症の患者、家族、医療従事者等に対する心のケア対策や風評被害防止の啓発などの十分な支援策を実施すること

3. 市民生活を守るための取組みの推進

»内閣府、文部科学省、厚生労働省

1) 市民生活の維持に対する支援の拡充

○ 生活に困っている世帯に対する迅速な支援の実施

- ・ひとり親世帯をはじめとした困窮世帯への支援の充実を図ること
- ・収入が減少し生活に困っている世帯や個人への支援が迅速に行われるよう、生活福祉資金の特例貸付等の必要な制度を継続するとともに、状況に応じて引き続き拡充等を検討すること
- ・要件緩和・対象期間の延長により対象者が激増している住居確保給付金について、市の財政負担が増大しているため、国の責任において十分な財政措置を行うこと
- ・新型コロナウイルスの影響により収入が減少した世帯に対する国民健康保険料・介護保険料の減免について、引き続き全額国費負担とすること

○ 社会福祉施設等の安定的な施設運営に向けた支援

- ・原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰等を踏まえ、社会福祉施設等の給付費・措置費等について、算定方法の見直しを適切に行うこと

○ 介護・障害者サービス事業所への支援

- ・衛生用品等の安定的な備蓄・供給体制を確保するとともに、感染者発生時や濃厚接触者への対応を行った事業所への財政支援の継続・拡充を行うこと
- ・家族等の介護者が感染した在宅の高齢者・障害者を一時的に受け入れる施設の確保や、在宅療養をする高齢者・障害者の生活を支援する人材の確保に対する財政支援を行うこと

○ 学校園・保育所等における子どもたちの安全確保に対する財政支援の継続

- ・感染症対策を徹底しつつ、事業を円滑に実施していくため、感染拡大防止対策に対する財政支援を継続すること

4. 市内事業者に対する支援策の充実

»厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

1) 地域の雇用維持と事業継続及び地域経済の活性化に対する支援の充実

○ 事業継続に対する財政支援の拡充

- ・新型コロナウイルスや原油・原材料高による地域経済等への影響を最小限に抑えるため、中小企業等の業種・業態、事業規模に応じたきめ細やかな支援策を講じ、中小企業等の事業継続を下支えすること
- ・事業継続に必要な融資が円滑に受けられるよう、民間金融機関や日本政策金融公庫等による各種制度融資を拡充・継続すること。また、既往債務の返済猶予等の条件変更にかかる追加信用保証料の補助等、事業者の実情に応じた柔軟な対応を徹底すること
- ・事業者へ迅速に支援が行き届くよう、給付金等の事務手続きのオンライン化・簡素化を引き続き進めるとともに、給付金等に関する相談体制の強化と分かりやすい広報に努めること

○ 消費・需要喚起に対する新たな財政支援

- ・観光需要の回復状況を踏まえた上で、ホテル・旅館・土産物店等の観光関連事業者の事業継続のための新たな需要喚起策を行うこと
- ・長引くコロナ禍により甚大な影響を受けている飲食店・物販店・サービス業等を支援するための消費喚起策を実施するとともに、地域コミュニティの賑わいや安全・安心を支える商店街等を対象とした、賑わい回復のための支援など十分な財政措置を行うこと

○ with コロナ、ポスト・コロナに対応するための財政支援の拡充

- ・収益力改善や事業再生、再チャレンジ等、「中小企業活性化パッケージ」に基づく具体的な施策を着実に実施し、ポスト・コロナを見据えた事業者の取組みを積極的に支援すること
- ・テレワーク等の新たな働き方の導入による生産性向上・働き方改革の定着に向けて、DX・事業転換に取り組む中小企業に対し、専門家派遣等の人的支援やITインフラへの投資促進支援等を引き続き実施すること
- ・灘の酒、ケミカルシューズ、スイーツ、真珠、アパレル等の地場産業における国内外に向けた販路開拓、ブランド力の強化・発信等の財政支援の継続、ポスト・コロナ社会を見据えた事業再構築や人材育成等の新たな取組みに対する財政支援の拡充を行うこと

○ 業種・地域・職種間の人材融通支援に対する財政支援の継続

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する雇用維持のための支援策を拡充・継続するとともに、社会変革に伴う人材需給の不整合を解消するため、建設・製造・社会福祉・介護サービスの職業等にかかる職業訓練を拡充し、業種・職種を超えた円滑な人材移動や雇用機会の確保につながる効果的な対策のさらなる促進のため、十分な財政支援を行うこと

2) 事業継続に向けた神戸港・神戸空港に対する支援

○ フェリー・遊覧船事業の事業継続に対する支援

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に加え、燃料油価格高騰による需要回復への悪影響が懸念される中、新たな需要喚起策を実施するとともに、事業者に対する財政支援を拡充・継続すること

○ 航空事業の事業継続に対する支援

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に加え、航空事業の継続に不可欠な航空機燃料や軽油等の価格高騰に対する財政支援を拡充・継続すること

3) 公共交通を維持確保するための事業者への支援

○ 地域の生活に必要な公共交通を維持するための財政支援

- ・ w i t h コロナ社会における感染拡大防止に配慮した取組み及び、原油価格の高騰に大きな影響を受ける公共交通事業者に対し、必要な財政支援を行うこと

重点項目

国家予算に対する提案・要望
令和5年度 神戸市

1-1. カーボンニュートラルの推進

»経済産業省、国土交通省、環境省

1) 水素エネルギーの利活用促進

- 積極的な水素エネルギー利用者の負担軽減を推進する財政支援の拡充
 - ・将来の水素需要拡大につながる、積極的な水素エネルギー利用者を創出するため、水素エネルギー利用で生じる負担を大幅に軽減する制度の創設を行うこと
- 水素発電システムの環境性向上のための技術開発及び事業化に取り組む事業者に対する財政支援の継続
 - ・水素発電による電力・熱供給システムの環境性向上のための技術開発や水素発電システムの事業化に取り組む事業者に対して、これまでの成果を踏まえた新たな取組みへの財政支援を行うこと

(参考)

採択事業：①水素CGSの事業モデル確立に関する調査

神戸市のポートアイランドをモデルケースとして、地域への水素CGS導入による、電力・熱の脱炭素化を目指す場合の、導入ポテンシャルや経済性、CO₂削減効果、実現可能性、「冷熱」利用を含めた収益性向上策等について調査を実施

②水素CGSの地域モデル確立に向けた技術開発・研究

水素CGS実証設備に改良型ドライ方式燃焼器を実装し、ドライ方式での混焼対応、NO_x性能の向上を目指す。また、統合型EMS（エネルギーマネジメントシステム）による事業性・環境性を考慮した運用の最適化技術確立を目指す

実施主体：川崎重工業（株）ほか

実施期間：令和3年度～令和4年度（※令和5年度以降は、液化水素の特性である冷熱や圧力を活用し、更なるコスト削減を図るため、全体システムの改良を行う）

- 燃料電池自動車などの燃料電池を搭載するモビリティや水素ステーションに対する財政支援の拡充
 - ・乗用車両とともに、業務用車両（バス、トラック、タクシー、フォークリフトなど）、鉄道、船舶などの燃料電池を搭載するモビリティや高速道路内などの流通経路で水素需要が見込める水素ステーションに対する財政支援の拡充を行うこと

(参考)【普及状況】

	全国	神戸市
燃料電池自動車	5,170台(R3.3時点)	41台(R3.3時点)
次世代自動車補助金	117～210万円/台を補助	28.8～52.6万円/台を助成
商用水素ステーション	157箇所(R4.1時点)	H29.4に営業開始(兵庫区)
燃料電池バス	118台(R4.1時点)	令和4年度1台導入予定

2) 水素エネルギー供給体制の確立

○ 液化水素の長距離海上輸送技術及び荷役技術にかかる実証・技術開発に対する財政支援の継続

- ・ 将来の大規模な水素エネルギー供給体制の確立に不可欠な技術開発に取り組む事業者に対し、継続的な財政支援を行うこと

(参考)【未利用エネルギー由来サプライチェーン構築実証事業】

概要：世界初の液化水素長距離輸送技術及び荷役技術の開発

実施主体：技術研究組合 CO2 フリー水素サプライチェーン推進機構 HySTRA（ハイストラ）

↳川崎重工業(株)、岩谷産業(株)、シェルジャパン(株)、電源開発(株)、丸紅(株)、ENEOS(株)、川崎汽船(株)

実施期間：平成 27 年度～令和 4 年度

【グリーンイノベーション基金事業／大規模水素サプライチェーンの構築プロジェクト】

概要：国際水素サプライチェーン技術の確立

実施主体：日本水素エネルギー(株) (川重 100%子会社)、ENEOS(株)、岩谷産業(株)

実施期間：令和 3 年度～令和 12 年度までの最大 10 年間を想定

3) 水素エネルギー産業の振興

○ 水素関連製品の研究・開発・実証・販路開拓に対する財政支援の拡充

- ・ 脱炭素化に向けた国際競争に打ち勝つため、水素関連製品・部品・素材・ソフトウェア等の研究・開発・実証・社会実装に向けた産官学連携の取組みへの支援を強化すること
- ・ 中小企業の水素エネルギー産業への参入を促進するため、水素関連の情報提供、機会創出、技術力向上、人材育成、販路開拓に向けた財政支援を行うこと

○ 国際競争力のある製品を開発し、商品化を加速するため、技術の標準化や評価技術の確立に向けた支援の拡充

- ・ 水素のコスト低減に重要となる「液化水素」の分野において、国際競争力のある製品を開発し、商品化を加速するために必要な技術の標準化や評価技術の確立を支援すること

(参考)【液化水素用機器に関する試験設備の現状、課題抽出及び将来展望に関する調査】

水素社会構築に向け必要とされる液化水素用機器の技術開発において、性能評価などの現状及び規制動向と共に、市場及び産業動向を正確に把握・評価・分析を行い、将来に向けた提言を行う

実施主体：コベルコビジネスパートナーズ

実施期間：令和 3 年度～令和 4 年度

4) 災害対応にも寄与する電動車の普及及び活用

- 充電インフラ整備に対する財政支援の拡充
 - ・電気自動車の普及に向けて、「クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金」の増額など、充電インフラ整備に対する財政支援を拡充すること
- 電動車による災害時の給電活動を円滑に進めるための環境整備（受電設備改修等）に対する財政支援の拡充
 - ・停電時の備えとして、避難所となる施設などの受電設備を簡易改修し、電動車の給電機能から給電する神戸モデルの普及に向け、「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助事業」の補助対象を施設改修にも拡充すること

5) カーボンニュートラルレポート（CNP）の取組み

- カーボンニュートラルレポート形成に向けた支援
 - ・コンテナターミナルにおける脱炭素荷役機械の導入や水素供給方法の構築、港湾施設における太陽光発電の導入等、CNP形成に対する新たな財政支援制度を創設すること
 - ・陸上電力供給施設の電気料金制度の改善及び船舶側設備改良に対する新たな財政支援制度を創設すること

6) 神戸空港におけるカーボンニュートラルの取組み

- カーボンニュートラルエアポート形成に対する財政支援
 - ・太陽光発電の導入や灯火のLED化等、空港におけるカーボンニュートラルの形成に対し、既存補助制度の拡充及び新たな財政支援制度を創設すること

2-1. 自治体情報システムの標準化・共通化

»デジタル庁、総務省

1) 指定都市の実情を考慮した柔軟な対応

- 指定都市要件の意見聴取と早期の仕様確定
 - ・ 情報システムの標準化・共通化の仕様については、指定都市特有の要件（行政区管理、大量のデータ管理・バッチ処理等）を十分に反映すること
 - ・ ガバメントクラウドの仕様の早期確定など、標準化・共通化対象の20業務について、標準仕様の確定スケジュールを遵守すること
- 十分な財政支援とシステム事業者の対応能力を踏まえた柔軟な対応
 - ・ 情報システムの標準化・共通化に必要な十分な財政支援を行うこと
 - ・ 標準化・共通化の対象外となっているシステム等についても、地方公共団体で共通しているものは、標準化・共通化の対象にすること
 - ・ 指定都市規模のシステム導入は、大手のシステム事業者において同時並行での対応に限界があるため、標準化のスケジュールについては、システム事業者の対応能力を踏まえた柔軟な対応を検討すること

2-2. マイナンバーカードの普及・利活用の推進

»デジタル庁、総務省

1) マイナンバー制度に関する財政支援及び柔軟な制度運用

○ マイナンバーカード関連事務に対する財政支援の継続

- ・ 交付円滑化計画終了後も、マイナンバーカードの普及状況に応じて、交付等の事務に対する財政支援を継続するとともに、券面記載事項の変更の手続き等、カード交付後の事務に対する財政支援も行うこと
- ・ 来庁が必要な券面記載事項の変更や電子証明書更新については、市民の利便性向上のためにも、対面要件の緩和等により、来庁が不要となるよう検討すること
- ・ 公金受取口座登録制度の活用促進と効率的運用のために必要となる各業務システムの改修費用については、財政支援を行うこと

○ 国民の利便性向上や事務の効率化につながるマイナンバーカード活用策の検討

- ・ 新型コロナワクチン接種証明書のアプリのように、市民サービスの向上と行政事務の効率化に資するマイナンバーカードの活用を国として幅広い分野において推進すること
- ・ マイナンバーカードの普及をさらに進めるため、公的個人認証サービスの利用手数料の無料化など、民間事業者が活用しやすい環境を整備し、国としてその活用を働きかけること

3 - 1. 広域幹線道路ネットワークの機能強化

»総務省、財務省、国土交通省

1) 大阪湾岸道路西伸部の事業促進

○ 早期供用に向けた事業費の確保

- ・平成 30 年 12 月の着工より概ね 10 年での供用開始に向けた事業費の確保を行うとともに早期に海上部の施工を進めること

○ 事業実施における沿道地域や港湾活動等への配慮

- ・沿道地域の方々に対する丁寧な対応を行うこと
- ・海上部での航行の安全確保をはじめとする港湾活動等への配慮を行うこと

○ 「みなと神戸」にふさわしい景観の創出及び地域活性化に資する関連事業の実施

- ・海上長大橋を新たなランドマークとして、みなと神戸にふさわしく、神戸、さらには関西を代表する景観を創出すること
- ・本市が大阪湾岸道路西伸部を活用して実施する地域活性化事業と協調し、「海上長大橋主塔登頂体験ツアー」等の関連事業を実施すること

○ 直轄高規格幹線道路並みの地方財政措置の拡充

- ・直轄負担金の起債に対する直轄高規格幹線道路並みの交付税措置を行うこと

2) 神戸西バイパスの事業促進

○ 早期供用に向けた事業費の確保

- ・自動車専用部及び一般道路部の早期・同時供用に向けた事業費の確保を行うこと

3) 都市活動を支える幹線道路の事業促進

○ 国道 175 号（神出バイパス）の早期供用に向けた事業費の確保

- ・暫定 2 車線及び未整備区間の早期供用に向けた事業費の確保を行うこと

3. 陸海空の広域交通結節機能の強化

○ 新神戸トンネル南伸部の具体化に向けた支援

- ・ ミッシングリンクとなっている国道2号～港島トンネル間について、事業化に向けた取組みについて必要な支援を行うこと

○ 都市内幹線道路の整備に必要な事業費の確保

- ・ 国道428号（箕谷北）等の道路事業及び街路事業を着実に推進するための継続的な事業費の確保を行うこと

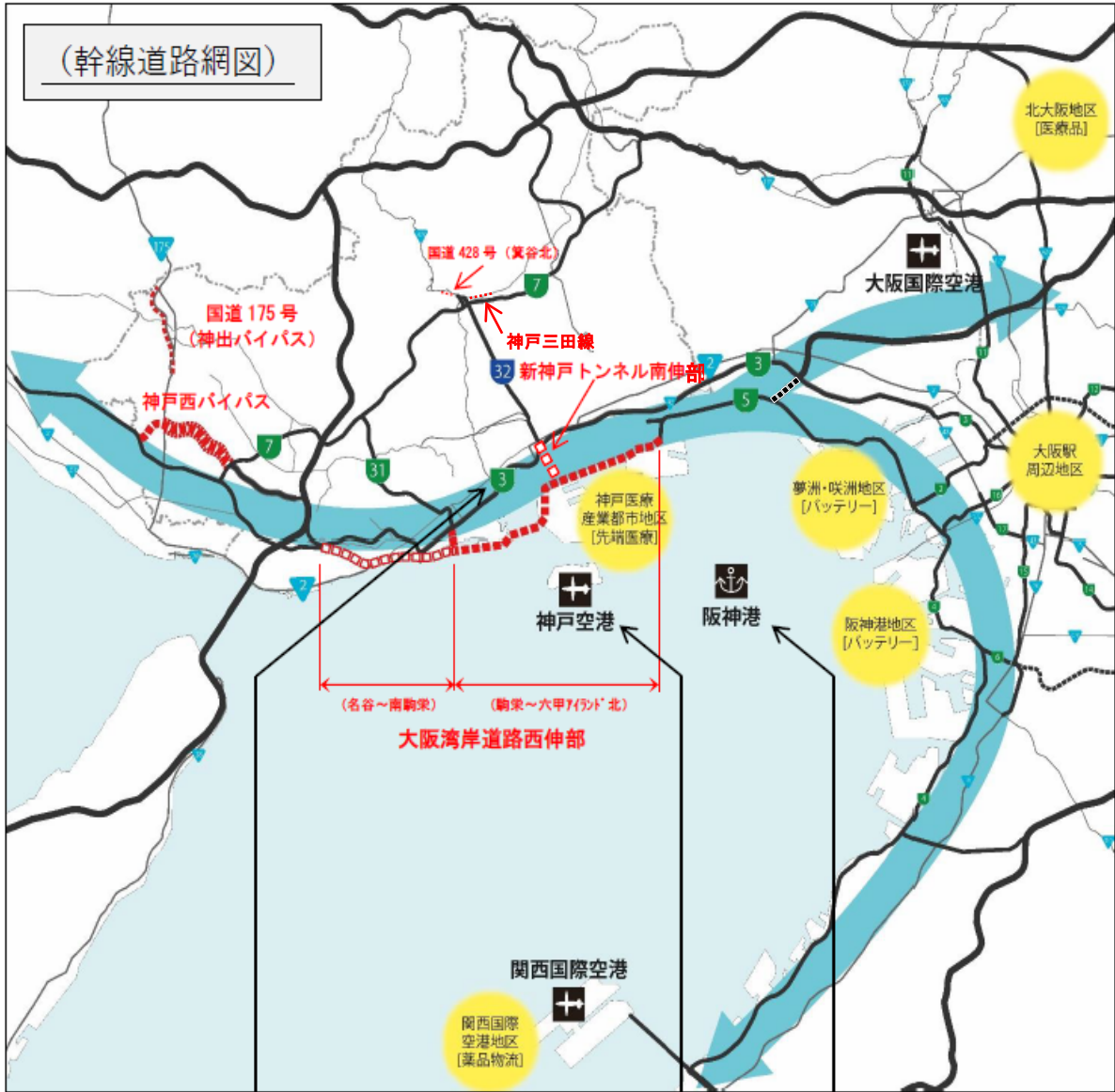
（参考）【都市内幹線道路の整備に必要な事業費】

実施事業	事業費 (国費) (単位：百万円)	
	令和4年度（内示額）	令和5年度
道路事業	383 (211)	1,958 (1,077)
うち 国道428号(箕谷北)	132 (73)	1,438 (791)
街路事業	1,168 (638)	1,158 (612)

4) 高速道路を賢く使うための料金体系の実現

○ 幹線道路沿道の環境改善や都心迂回促進等に資する戦略的な料金の導入

- ・ 高速道路ネットワーク全体の有効活用を図るため、都心を通過する交通についても、ルートに関わらない同一料金の対象とするなど、高速道路を賢く使うための料金を実現すること
- ・ 神戸三田線など主要な幹線道路機能を担う一般道路で慢性的に発生している渋滞解消は、市が主体となって取り組む重要課題であり、高速道路のさらなる利用促進を目的とした料金施策の実現に支援を行うこと



阪神高速3号神戸線



神戸空港



国際コンテナ戦略港湾

凡例	
■ ■ ■	事業中
□ □ □	計画中・構想中
●	国際戦略総合特区

3-2. 国際コンテナ戦略港湾 神戸港の機能強化

»国土交通省

1) コンテナターミナルの生産性向上及び交通円滑化に向けた取組みの推進

○ 高規格コンテナターミナルの早期整備

- ・コンテナターミナルの一体利用などによる生産性向上に向けた改良に関する重点的な事業費の確保を行うこと

○ 神戸港におけるDX及びヒトを支援するAIターミナルの実現に向けた取組みの推進

- ・神戸港におけるサイバーポート及びCONPASの導入に向けた取組みを推進すること
- ・民間事業者が実施する遠隔操作RTG及びその導入に必要となる施設の整備に関する事業費の確保を行うこと

2) アジア広域集貨事業の促進及び「集貨」施策の展開

○ 基幹航路の多方面・多頻度化に向けた重点的な航路誘致施策の実施

- ・基幹航路の新規開設について、これまでの港費相当の支援に加え、港域に至るまでの燃料をはじめとする経費についても支援できるよう補助要件を緩和すること
- ・物流混乱時においても、サプライチェーンと基幹航路の維持に向け、神戸港で取り扱う基幹航路の貨物に対する支援ができるよう補助要件を緩和すること

○ アジア⇄北米間貨物をはじめとしたトランシップ貨物の集貨支援

- ・神戸港がトランシップ港として選定されるために、アジア⇄北米間貨物をはじめ神戸を拠点とするアジア域内等トランシップ貨物に対する支援に向けて補助要件を緩和すること

○ 西日本諸港（瀬戸内・九州・日本海）が実施する釜山港等への海外フィーダー航路支援の廃止に向けた国の積極的な取組み

- ・戦略港湾へのさらなる集貨を進めるため、日本海側フィーダー航路を開設したところであるが、国際コンテナ戦略港湾施策がより一層加速するよう、西日本諸港に支援の廃止を働きかけること

3) フェリー大型化に向けた支援制度の拡充

- モーダルシフトの推進をはじめ、ドライバー不足も見据えた内航フェリーの大型化などに対する支援
 - ・ モーダルシフト並びにドライバー不足への対処の担い手であるフェリーの大型化及びターミナル等の施設整備に対する財政支援を拡充すること

3 - 3. 神戸空港の利便性向上

»内閣官房、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

1) 神戸空港の新たな航空需要創出に向けた支援

○ 国際化を含めた空港機能のあり方の実現

- ・「関西地域における一つの空港システム」において、神戸空港が、関西全体の航空需要拡大、将来にわたる関西経済の発展に資する役割を果たしていくため、関西空港・伊丹空港を補完する観点から検討を進める、国際化を含む空港機能のあり方について、実現に向けた取組みを支援すること

2) プライベートジェットの受入推進に向けた取組み

○ プライベートジェットの受入推進のためC I Q（税関・出入国管理・検疫）体制の拡充及び諸手続きのさらなる緩和

- ・プライベートジェットの受入推進のため、C I Q体制の拡充による神戸空港の運用時間に合わせた受入時間の拡大及び国際定期便が就航している他空港と同等にフライトプラン届出期間の緩和を行うこと

（参考）【現在の神戸空港のプライベートジェットの受入状況】

〔受 入 時 間〕 入国時：平日の 8 時 30 分～17 時 00 分（土日祝不可）
 出国時：7 時 00 分～23 時 00 分

〔フライトプランの届出〕 入国時：入国日の 14 日前まで（※の場合、7 日前まで）
 出国時：出国日の 3 日前まで（※の場合、24 時間前まで）

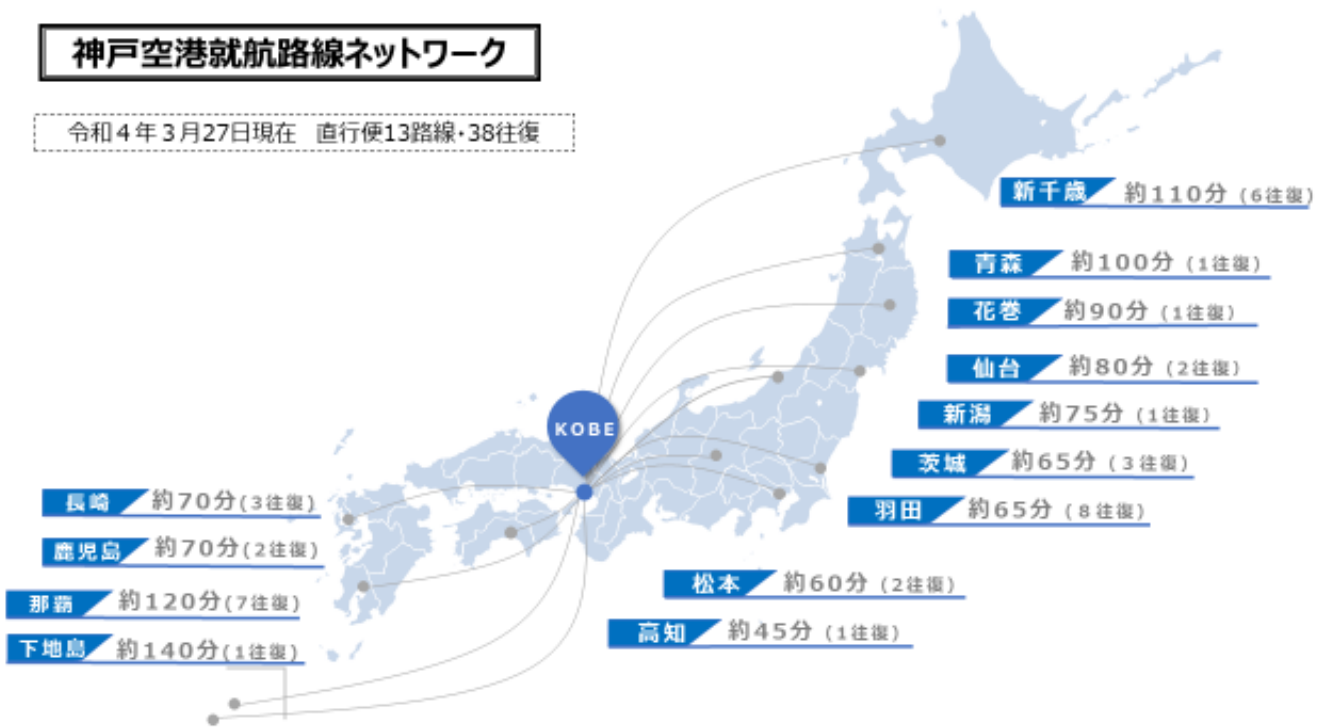
※商用のため緊急やむを得ない事情がある場合

○ プライベートジェットの施設整備に対する補助制度の創設

- ・民間事業者が実施するプライベートジェット専用ターミナル、エプロン、格納庫の整備に対する補助制度を創設すること

神戸空港就航路線ネットワーク

令和4年3月27日現在 直行便13路線・38往復



4 - 1. 都心・三宮再整備の推進

»内閣府、法務省、財務省、国土交通省

1) 三宮周辺地区の再整備に対する支援

○ 神戸三宮駅交通ターミナル整備事業に対する事業費の確保

- ・雲井通5丁目地区の市街地再開発事業の中で整備される新たなバスターミナル（Ⅰ期）整備を遅滞なく進めていくための事業費を引き続き確保すること

（参考）【新たなバスターミナル（Ⅰ期）整備 経緯】

令和2年3月 「国道2号等 神戸三宮駅前空間の事業計画」とりまとめ

令和2年4月 「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル整備事業」事業化

令和9年度頃 工事完了（予定）

○ 雲井通5・6丁目地区の再整備等に対する財政支援の継続

- ・雲井通5丁目地区の市街地再開発事業の遅滞のない安定的な事業推進、続くバスターミナル（Ⅱ期）整備を含む雲井通6丁目地区の再開発の円滑な事業化に必要な国際競争拠点都市整備事業等による財政支援を引き続き行うこと

（参考）【Ⅰ期・雲井通5丁目地区】

令和元年度 市街地再開発事業及び都市再生特別地区都市計画決定

令和4年度 工事着手（予定）

令和9年度頃 工事完了（予定）

○ 「えき～まち空間」等の実現に向けた支援の継続

- ・「えき～まち空間」の核となる三宮クロススクエアの整備へのまちなかウォークアブル推進事業による財政支援を行うとともに、三宮クロススクエアと連携した国道2号の交通結節機能強化や交通円滑化の取組みを行うこと
- ・乗換動線強化や回遊性向上のための三宮駅周辺デッキ整備、税関線や三宮地下街（さんちか）の再整備、及びエリアマネジメント推進などに向けた、都市構造再編集中支援事業等による財政支援を引き続き行うこと

○ 市街地再開発事業の認可等にかかる要件や区分所有者の合意要件の緩和

- ・地権者の同意要件や耐火建築物の割合要件など、都市再開発法に基づく施行要件の緩和を行うこと
- ・区分所有者の合意割合など、区分所有法に基づく建替決議要件の緩和を行うこと

(参考) 【認可にかかる同意要件】

現行：土地所有者、借地権者の数のそれぞれ 2/3 以上の同意及び、面積 2/3 以上の同意

【耐火建築物の割合要件】

現行：耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内の建築物の当該面積合計の 1/3 以下

【区分所有者の合意割合】

現行：区分所有者の 4/5 以上

○ 都市再生促進税制の継続

- ・都市再生促進税制について、令和 5 年度以降も延長すること

(参考) 都市再生促進税制（民間都市再生事業に係る支援措置）

- ・概要：都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の区域内における都市開発事業が、国土交通大臣の認定を受けると、事業者による土地取得・建築物の整備や地権者の土地譲渡に対して、税制上の特例を適用できる
- ・対象税目：所得税・法人税、登録免許税（建物保存登記）、不動産取得税、固定資産税・都市計画税

2) ウォーターフロント地区の魅力向上に対する支援

○ 神戸第 2 地方合同庁舎別館の早期解体による憩い空間の創出への協力

- ・ウォーターフロントの魅力あるまちづくりに向けて、現在使用されていない神戸第 2 地方合同庁舎別館を早期解体すること

○ 再開発に向けた国有地の柔軟な処分

- ・市が主体性を持って再開発に取り組むため、都市再生緊急整備地域内の国有地は市への土地譲渡を前提とする柔軟な処分を行うこと
- ・市が買い受けた新港地区の国有地（市が一定の埋立負担を有する）を民間に処分する際は、国の関与なく、市の裁量で処分方式を決定できるようにすること

○ 再開発を促進する税法上の取扱い

- ・都市再生緊急整備地域において、再開発を促進するため、地域内で市が実施する移転補償は、譲渡所得の特別控除等の適用対象とすること

4. 都心・三宮再整備の推進

○ 民間投資誘発に向けた支援

- ・ 上質な観光サービスの需要を呼び込むため、民間事業者が実施する再開発事業を対象とし、民間出資・融資の呼び水となる公的資金による支援制度を創設すること

(三宮周辺エリア図)



5 - 1. 神戸医療産業都市の推進

»内閣府、文部科学省

1) 産官学連携による神戸未来医療構想の推進

○ 神戸発の医療機器創出や医工連携人材の育成に対する財政支援の継続・拡充

- ・医療機器開発による産業振興や医工連携人材の育成を、産官学が一体となって推進していくため、「地方大学・地域産業創生交付金事業」の進捗に応じた財政支援の継続・拡充を行うこと

(参考) 【令和4年度予算額】

内閣府：地方大学・地域産業創生交付金 97億円

【神戸未来医療構想】

・予算計画：令和元年度～令和5年度 総事業費 22.7億円（うち国費14.9億円）

令和6年度～令和10年度 自走化

・実施体制：実施主体 … 神戸市

参画機関 … 神戸大学、メディカロイド、シスメックス、NTTドコモ等

2) スーパーコンピューティング研究拠点の形成と産業利用の推進

○ 「富岳」の産業利用拡大に重要な役割を担うFOCUSのさらなる利活用

- ・産業界に対するスパコン利用促進の活動実績のあるFOCUSのさらなる利活用及び「富岳」の一部計算資源を産業入門的に活用できる制度の構築を行うこと

5 - 2. 革新的な起業・創業の推進

»内閣府

1) 「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」におけるグローバル拠点都市に対する支援の充実

○ 「グローバル拠点都市」に対する新たな財政支援及び調達における制度の構築

- ・グローバル拠点都市の自治体が、都市の実情に応じて実施するスタートアップ創出・支援施策に対して活用できる交付金制度を創設すること
- ・国の公共調達において、拠点都市内のスタートアップが優先的に取り扱われる制度を構築すること

(参考)【グローバル拠点都市】

- ・令和元年7月、内閣府が、世界に対抗できるスタートアップのエコシステム形成に向けて、グローバル拠点都市4か所、推進拠点都市4か所、計8か所を選定。神戸市は、「大阪・京都・ひょうご神戸コンソーシアム」として認定されている
- ・日本の公共調達総額8兆2,664億円（令和元年度）のうち、創業10年未満のスタートアップの活用は発注額の約1.3%に留まり、政府目標の3%に達していない

6-1. 観光誘客の推進

»内閣府、国土交通省、環境省

1) 須磨海岸エリアの整備促進によるにぎわい創出

○ 須磨海浜公園・須磨海岸の再整備に対する財政支援の継続

- ・須磨海岸エリア全体の魅力向上を目的に、歴史的・文化的景勝の地であり、周辺住民の憩いの場となっている海浜公園の再整備のため、Park-PFIによる特定公園施設の整備に対し、社会課題対応型都市公園機能向上促進事業による継続的な財政支援を行うこと
- ・須磨海岸エリアにおける回遊性向上やバリアフリー対策に対する継続的な財政支援を行うこと
- ・須磨ヨットハーバー再整備や新たな海上航路(都心部、淡路等)の実証事業に対する財政支援を拡充すること

2) 瀬戸内海国立公園（六甲地域）の活性化

○ 六甲・摩耶山上へのアクセス交通の維持・充実に対する財政支援の拡充

- ・市街地からのアクセス交通（索道等）の維持・充実を図り、六甲山の活性化を進めるため、ソフト施策に限定されている観光振興事業費補助金をハード整備にも拡充するなど、財政支援を行うこと

○ 国立公園六甲山の実情に応じた各種行為に対する許可基準の緩和

- ・六甲山における民間投資の促進を図るため、自然公園法による規制の緩和、実情を勘案した柔軟な運用を行うこと

（参考）【自然公園法施行規則】

第11条において、「建築物の高さ基準13m以下」「建築面積2,000㎡以下」「主要道路からの壁面後退距離20m以上」と定められている

6-2. スポーツの振興

»内閣府、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

1) 大規模スポーツ施設整備の推進

○ 大規模スポーツ施設の整備に対する財政支援の拡充

- ・神戸・関西におけるスポーツ競技の発展に向けて、市民利用に加えて、全国トップクラスの選手を育成できる先進的な施設を目指すスケート・水泳兼用大規模施設ポートアイランドスポーツセンターの整備に対する財政支援を拡充すること。特に、地方創生拠点整備交付金については、事業期間が複数年度におよび、PFI方式など後年度に財政負担が発生する大規模スポーツ施設の整備についても活用しやすくなるよう、制度の充実及び予算措置を図ること

2) 神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会開催に向けた支援

○ 国内初となる大会の成功に向けた財政支援の拡充

- ・国際大会の運営水準の高まり等に伴い開催経費が増大することから、スポーツ振興くじ助成金について、助成率や助成上限額の大幅な引上げ及びアスリートの特性の違いやアクセシビリティに配慮した助成メニューの新設、新型コロナウイルスなどの感染防止対策を講じる必要が生じた場合の必要経費の交付など、財政支援を拡充すること

○ 大会参加者の出入国及び国内移動に関する支援

- ・約100か国・地域から来日する大会参加選手をはじめとした関係者の入国にあたり、迅速な査証発給及び査証発給手数料を免除するとともに、各種感染症対策、専用レーンの設置など安全かつ円滑に出入国が行われるよう支援を行うこと
- ・約2,500人の大会関係者を搬送するため、貸切バスの臨時営業区域設定の特例措置を延長するとともに、現行の臨時営業区域内ではリフト付きバス及び低床バスの台数が限られることから、臨時営業が可能な区域を拡大すること

6-3. 多文化共生の推進

»法務省、文部科学省、厚生労働省

1) ウクライナ避難民への支援

○ 国による中長期的な支援体制の確立

- ・ 避難民への支援策について、一時滞在施設や住宅の確保、医療費負担の軽減、就労に必要な日本語教育及び就労環境への適応支援など、避難民の実情に即した中長期的な支援体制を確立すること

○ 地方自治体による避難民支援に対する財政支援の拡充

- ・ 避難民が日本で安心・安全に生活する上で必要となる住宅の提供、就労・就学支援、地域医療へのアクセスの他、こころのケア、コミュニティの形成など、地方自治体が実施する生活支援に対する財政支援を拡充すること

2) 外国人市民に対する日本語教育の充実

○ 一定の日本語能力を習得できる全国的な仕組みの構築及び地域における日本語教育の取組みに対する財政支援の拡充

- ・ 来日初期の外国人を対象とした日本語学習機会の提供など、在住外国人が地域で自立・共生するために必要となる最低限の日本語を習得できる全国共通の持続的な仕組みづくりに主体的に取り組むこと
- ・ 在住外国人の日本語能力向上に向けて、地域においても継続的に日本語学習の機会を提供・拡充するため、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の補助率の嵩上げなど、財政支援を拡充・継続すること

○ 公立学校における帰国・外国人児童生徒へのきめ細かな支援事業に対する財政支援の継続

- ・ 年々増加する帰国・外国人児童生徒に対する生活適応支援及び日本語能力に応じた学習支援を行うため、母語が分かる支援員や日本語指導員の派遣実施に対する継続的な財政支援を行うこと

3) 外国人の受入環境整備の促進

- 安定的かつ地域の実情に応じたワンストップ型の相談窓口の運営に対する財政支援の拡充
 - ・ 相談窓口運営や通訳支援などの安定的運営に向けて「外国人受入環境整備交付金事業」の補助率の嵩上げなど、財政支援を拡充・継続すること

4) 外国人留学生の結核・感染症対策

- 日本語教育機関に対する結核定期健康診断の義務化
 - ・ 結核高まん延国出身の留学生が増加している日本語教育機関において、年に1回の結核定期健康診断の受診義務化を行うこと

7-1. 国土強靱化による安全・安心の確保

»文部科学省、国土交通省

1) 防災・減災、国土強靱化の推進

○ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に対する財政支援の継続

- ・ 防災・減災、国土強靱化に資する事業を着実に推進するための継続的な財政支援を行うこと

(参考)【防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(期間:令和3年度~令和7年度)】

実施事業		対策箇所 ※ ¹	事業費※ ² (国費)					(単位:百万円)	
			R2 補正	R3	R3 補正	R4	R5	5か年合計 (R2 補正含む)	
河川	都市基盤 河川改修事業	妙法寺川、伊川	24 (8)	111 (37)	39 (13)	153 (51)	192 (64)	408 (136)	
下水道	浸水対策	神戸駅周辺地区浸水対策 既設圧力雨水幹線の構造強化 魚崎ポンプ場改築更新事業 等	302 (151)	2,705 (1,071)	502 (251)	3,032 (1,175)	3,492 (1,150)	16,893 (6,158)	
	地震対策	管きよの耐震化 西部処理場北系事業 等	1,590 (670)	4,948 (1,549)	406 (23)	4,908 (1,264)	6,650 (2,248)	33,348 (10,557)	
	老朽化対策 (雨水対策関係)	雨水幹線調査 雨水ポンプ場の設備更新 等	17 (9)	115 (27)	0 (0)	781 (317)	300 (135)	1,375 (540)	
道路	土砂災害 対策補助	神戸明石線 ほか 19 路線	0 (0)	337 (185)	40 (22)	320 (176)	125 (69)	1,110 (611)	
	道路メンテナンス 事業補助	第三平野橋 ほか 237 箇所	1,498 (803)	2,016 (1,109)	1,145 (630)	1,987 (1,093)	1,577 (867)	11,439 (6,271)	
	無電柱化補助	長田楠日尾線(楠町) ほか 18 箇所	0 (0)	780 (429)	655 (360)	900 (495)	1,560 (858)	7,602 (4,181)	
公園	長寿命化対策 支援事業	神戸総合運動公園ほか 79 公園	652 (326)	0 (0)	30 (15)	588 (294)	570 (285)	2,402 (1,201)	
学校園	学校施設 の改修	小学校、中学校 等	5,095 (1,698)	925 (308)	1,478 (558)	3,063 (518)	3,914 (1,157)	22,302 (6,556)	

※¹河川、道路、公園については、5か年の対策箇所※²令和3、4年度については、上記実施事業の内示額を記載(加速化対策における内示額ではない)

7. 安全・安心なまちづくりの推進

○ 道路メンテナンス事業補助制度の拡充

- ・新交通システム（ポートアイランド線、六甲アイランド線）のインフラ部である駅舎やエレベーター等の設備についても、個別施設計画に基づき着実に修繕や更新が実施できるよう、「道路メンテナンス事業補助制度」を拡充すること

（参考）【駅舎等の修繕・更新にかかる事業費】

(5 年間) 箇所数	事業費（単位：百万円）			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	5年間合計 (R3~R7)
11	87	89	312	750

2) 港湾等の臨海部における防災対策の推進

○ 港湾施設及び海岸保全施設の老朽化対策への支援

- ・老朽化が進む港湾施設、海岸保全施設（防潮堤及びポンプ場）の機能確保のため、老朽化対策に対する継続的な財政支援を行うこと

3) 土砂災害・水害対策に対する事業費の確保及び財政支援の充実

○ 直轄砂防事業の着実な推進

- ・近年頻発する土砂災害に備えて、砂防施設整備や六甲山系グリーンベルト整備など、直轄砂防事業をより一層推進すること

（参考）【直轄砂防事業（神戸市域）】

事業費：令和2年度当初 41.9 億円・30 箇所（うちグリーンベルト：12.6 億円・10 箇所）
補正 14.7 億円・9 箇所
令和3年度当初 32.7 億円・25 箇所（うちグリーンベルト：8.9 億円・10 箇所）
補正 23.5 億円・12 箇所
令和4年度当初 31.0 億円・30 箇所（うちグリーンベルト：11.8 億円・11 箇所）

○ 土砂災害特別警戒区域における移転支援事業の制度拡充

- ・土砂災害特別警戒区域内住宅の移転促進のため、除却費等の助成拡充など「移転助成制度」を拡充するとともに、移転支援跡地の公的管理に対する財政支援制度を創設すること
- ・防災とまちづくりが一体となった課題解決を進めるため、空家・空地施策、防災集団移転事業など、より幅広く複合的な支援を行えるよう各種制度の横断的な連携を図ること

4) 東播海岸保全施設整備の早期完了に向けた着実な推進

○ 直轄海岸保全施設整備事業（塩屋東地区、狩口地区）の着実な推進

- ・地域の道路、鉄道などの重要路線の安全を確保するため、直轄海岸保全施設整備事業の早期整備を行うこと

（参考）【直轄海岸保全施設整備事業（塩屋東地区、狩口地区）】

事業期間：昭和 36 年度～令和 5 年度

事業費：令和 4 年度 487 百万円

整備内容：【塩屋東地区】 護岸工 L=約 365m（海岸侵食と台風等の越波対策）

【狩口地区】 護岸工 L=約 130m（護岸未整備箇所の整備）

5) 下水道施設の強靱化に必要な財政支援の継続

○ 下水道の浸水対策に対する財政支援の継続

- ・神戸駅周辺地区におけるポンプ場・雨水幹線の整備及び既設雨水圧力幹線の構造強化、魚崎ポンプ場の改築更新事業等の浸水対策に必要な財政支援を引き続き行うこと

○ 下水道施設の地震対策に対する財政支援の継続

- ・災害時における下水道の機能確保のため、処理場の耐震性向上や管渠の耐震化などの地震対策に必要な財政支援を引き続き行うこと

7-2. くらしの安全・安心を守る取組みの推進

»法務省、農林水産省、国土交通省、環境省

1) 空家空地の活用促進

○ 空家空地活用促進のための支援制度の拡充

- ・ 地域住民等の共同の福祉又は利便の増進を図る事業について、空家期間や活用継続期間を問わない空家活用補助制度へ拡充すること
- ・ 地域活性化のために供される空地活用補助制度を創設すること

2) ニホンジカ対策

○ 六甲山系へのニホンジカの侵入・定着防止対策への支援

- ・ 都市部近郊の貴重な自然地であり、観光地としても重要な六甲山系のニホンジカによる生態系被害、景観の悪化、土砂災害の危険性の増加等を未然に防止するために自治体等が取り組む侵入・定着防止対策に対する財政支援を行うこと

3) 水面利用者の安全性の確保

○ 水上オートバイ等の罰則強化及び確実な取締り

- ・ 条例改正により水上オートバイ等の進入禁止区域を設定したが、実効性を担保するため、条例の罰則強化を速やかに進めるための支援を行うとともに、迅速かつ確実な取締りを行うこと
- ・ 水上オートバイ等利用者に対して、安全な航行に関するルールやマナーとともに、罰則強化についても、周知啓発を連携して行うこと

8-1. 子育て環境の充実

»内閣府、文部科学省、厚生労働省

1) 持続可能なこども医療費制度の確立

○ 国策としてのこども医療費助成制度の創設

- ・子どもに対する医療費助成制度は、自治体がそれぞれ独自の助成制度を実施していることから、社会保障制度として安定して持続可能な制度とするためにも、全国一律の制度を創設すること

(参考)【神戸市のこども医療費助成制度】

入院：0歳～18歳：無料

外来：0歳～3歳未満：無料

3歳～中3：上限400円/回（1医療機関等あたり・月3回目以降無料）

※入院・外来ともに所得制限なし

2) 教育・保育施設等にかかる利用者負担の軽減

○ 住民税課税世帯の0～2歳児にかかる国基準利用者負担額の引下げ

- ・幼児教育・保育の無償化の対象外となっている住民税課税世帯の0～2歳児の利用者負担額の引下げを行うこと

(参考)【本市における令和4年度の対国基準軽減率】33.9%（所要額：約15.7億円）

○ 多子世帯の利用者負担軽減にかかる所得要件の撤廃

- ・年収約360万円以上の世帯についても、多子計算にかかる年齢制限を撤廃し、全ての世帯で扶養順による第2子半額、第3子以降無償化を実現すること

(参考)【多子世帯の利用者負担の軽減制度（第2子半額、第3子以降無償）】

国 制 度：年収360万円未満相当世帯に限り多子計算の年齢制限を撤廃

（年収360万円以上の世帯は、多子計算の同時在園要件あり）

市単独事業：平成28年度より、年収520万円以下の世帯において多子計算の年齢制限を撤廃

令和2年9月より、すべての世帯において多子計算の年齢制限を撤廃

3) 保育士等の人材確保に向けた財政支援

○ 保育士等の就業及び定着の促進を図るための処遇改善

- ・質の高い教育・保育を提供するため、保育士等のさらなる処遇改善を行うこと
- ・「保育士宿舍借り上げ支援事業」の対象に、認定こども園に勤務する幼稚園教諭免許のみを有する保育教諭及び幼稚園に勤務する保育士・幼稚園教諭を追加すること

4) 教育・保育施設等の耐震・老朽改築・大規模修繕及び整備のための財政支援

○ 保育所等整備交付金等における財政支援の拡充

- ・耐震・老朽改築・大規模修繕にかかる補助率の嵩上げなど、さらなる拡充を行うこと
- ・「新子育て安心プラン」に基づく定員の増加を伴う整備にかかる補助率の嵩上げを維持すること

5) 予防接種にかかる保護者負担の軽減

○ おたふくかぜワクチンの早期の定期予防接種化

- ・おたふくかぜワクチンについて、有効性や安全性等の課題整理を進め、早期の定期接種化を実現すること

(参考)【本市の助成制度】

・令和2年10月

接種日現在1歳～3歳未満を対象におたふくかぜワクチンの接種に対し、
1回2,000円の助成を実施

【接種実績】

・令和3年1月～12月末 接種者数：1歳→7,075人 2歳→513人

8-2. 教育環境の充実

»内閣府、文部科学省

1) 教職員定数の計画的な改善及び安定的な学校運営体制の確保

○ 教職員定数の計画的な改善

- ・小学校全学年における35人学級編制が円滑かつ早期に実施できるよう必要な定数措置を講じるとともに、習熟度別指導など、個別の状況に合わせた学習指導が可能となるよう加配教員を増員すること
- ・きめ細かな指導体制を構築するため、中学校等の学級編制基準の引下げも含め、さらなる少人数学級編制の実現を含む教職員定数計画を策定・実施すること
- ・小学校高学年における教科担任制を推進し、授業の質の向上や教員の負担軽減等の効果が最大限に発揮されるよう、教科指導の専門性を有する教員の配置を拡充するための定数措置を講じること
- ・教育環境の整備等に向け、主幹教諭のマネジメント機能強化のための加配教員の増員や、生徒指導専門教員の小中学校全校配置、栄養教諭及び養護教諭の配置基準の緩和を行うこと

(参考)【本市における教員の配置状況(令和4年度)】

(主幹教諭のマネジメント機能強化のための加配教員)

	主幹教諭配置校数 〔A〕	加配配置校数 〔B〕	配置割合 〔B〕÷〔A〕
小学校	161校	43校	26.7%
中学校	84校	32校	38.1%

(生徒指導担当教員等)

	学校数 〔C〕	加配配置校数 〔D〕	配置割合 〔D〕÷〔C〕
小学校	164校	15校	9.1%
中学校	85校	67校	78.8%

(栄養教諭)

	給食実施校数〔E〕 (うち単独調理実施校)	栄養教諭配置校数 〔F〕	配置割合〔F〕÷〔E〕 (うち単独調理実施校における割合)
小学校	163校(140校)	70校	42.9%(50.0%)

(養護教諭)

	単独配置校〔G〕	複数配置校〔H〕	複数配置割合 〔H〕÷〔G〕
小学校	143校	19校	13.3%
中学校	78校	4校	5.1%

※校数には分校を含む

※小学校数には義務教育学校前期課程を、中学校数には義務教育学校後期課程をそれぞれ含む

2) 特別支援教育の推進

- 小中学校における特別支援教育コーディネーターの専任配置
 - ・学校内における特別支援教育推進の中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターが業務に専念できる体制を構築できるよう、専任職員として配置すること
- 特別支援学級に対する学級編制基準の引下げ
 - ・特別支援学級において、個別の状況に応じたきめ細かな指導を実現するため、学級編制基準を引き下げる

3) 学校施設整備事業の推進

- 学校施設の環境改善に対する財政支援の拡充
 - ・学校施設の安全性確保や防災機能強化、少人数学級編成への対応のため、学校施設環境改善交付金事業に対する継続的な財政支援、補助単価の引上げ及び補助要件の緩和を行うこと

(参考)【昨今の採択状況】

年度	神戸市		うち国庫補助対象事業	
	事業費	事業内容	事業費 (国費)	事業内容
令和3年度	103.1億円	長寿命化改修、大規模改修(外壁・便所・EV・空調)、その他学校施設改修	58.7億円 (19.6億円)	長寿命化改修、大規模改修(外壁・便所・EV・空調)
令和4年度	141.4億円	長寿命化改修、大規模改修(外壁・EV・空調)、その他学校施設改修	58.2億円 (20.1億円)	長寿命化改修、大規模改修(外壁・EV・空調)

- 全員喫食制の中学校給食実施に対する財政支援の拡充
 - ・全員喫食制の中学校給食実施に伴い必要となる給食センターの整備に対する財政措置の拡充を行うこと
- 学校給食費の公会計化に対する新たな財政支援
 - ・学校給食費の公会計化に伴うシステム運用等に対する費用について必要な財政措置を講じること

4) G I G A スクール構想の推進

○ G I G A スクール構想のさらなる推進に対する財政支援の拡充

- ・機器・ネットワークの保守・維持管理やソフトウェアライセンス、将来の機器更新等にかかる費用に対する財政支援を行うこと
- ・児童生徒が使用するデジタル教科書について、無償で提供すること
- ・高等学校における端末整備に対する財政支援の拡充を行うこと

5) 休日の部活動の段階的な地域移行

○ 休日の部活動の段階的な地域移行に対する確実な財政措置

- ・令和5年度より休日の部活動の段階的な地域移行を実施するにあたり、具体的な方策を示すとともに、移行した際に必要となる費用に対する財政措置を行うこと

6) 産官学共創による地域発イノベーションの創出

○ 大学を核とした地域発イノベーション創出に対する支援

- ・地域課題解決に向けた産官学・大学間の連携協力体制の強化を目的とした地域連携プラットフォームの構築に対する財政支援を行うこと
- ・地域発イノベーションに資する大学等の研究シーズの掘り起こし及び実装化に対する財政支援を行うこと

9-1. 高齢者・障害者施策等の推進

»厚生労働省

1) 認知症対策の充実

○ 早期診断のための認知機能検診に対する財政支援

- ・本市が実施している認知症診断助成制度を継続的に運用できるよう、第1段階の認知機能検診について、介護保険の地域支援事業もしくは新たな補助メニューの創設による財政支援を行うこと

(参考)【神戸市認知症診断助成制度(平成31年1月28日開始)の概要】

第1段階:認知機能検診	対象 : 65歳以上になる市民 内容 : 認知症の疑いが「ある」か「ない」かの検診
第2段階:認知機能精密検査	対象 : 第1段階で認知症の疑いが「ある」とされた方 内容 : 認知症かどうか、軽度認知障害を含めた病名の診断を行う ※医療保険適用。自己負担分について市から助成
財源	市民税均等割の上乗せ(事故救済制度と併せて400円/年)

○ 事故救済制度の創設及び認知症予防施策の充実

- ・本市独自で取り組んでいる事故救済制度について、継続的に運用できるよう、全国的な制度の創設及び財政支援を行うこと
- ・その他認知症予防について、必要なメニューを明確化した上で地域支援事業でのサービスの創設及び財政支援を行うこと

2) 福祉人材確保の推進

○ 福祉人材の確保、離職防止のための適切な報酬設定

- ・介護・障害福祉サービスに従事する福祉人材について、さらなる報酬改定を行い、他産業との給与格差を是正すること
- ・福祉人材の育成・定着の取組みの強化と自治体へのさらなる財政支援を行うこと

3) 総合的な権利擁護体制の構築

○ 成年後見制度利用促進のための財政支援の拡充

- ・ 成年後見制度利用支援事業について、後見等開始の審判請求にかかる書類作成のための弁護士等への委託費用等も補助対象とすること
- ・ 相談支援の中核機関の運営に対する財政支援を拡充すること
- ・ 成年後見人等が決定するまでの間に必要となる金融取引について、金融機関と地方公共団体等との円滑な連携に資する措置を講じること

○ 日常生活自立支援事業の制度強化

- ・ 福祉サービスの利用手続や金銭管理を援助する日常生活自立支援事業について、財政支援を拡充するとともに、金融機関に対して手続きの円滑化を要請するなど、より簡便で迅速な支援に資する措置を講じること

9 - 2. 生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策の推進

»法務省、厚生労働省

1) 生活保護業務の負担軽減

○ ICT化の推進と財政支援の拡充

- ・自治体情報システムの標準化に合わせて年金機構との円滑なデータ授受等の運用改善に資する措置を講じるとともに、福祉事務所におけるICT化の推進や業務の外部委託化に対する財政支援を行うこと

○ 地方自治体における資産調査業務の円滑化の支援

- ・資産調査の停滞を防ぐため、民間金融機関等に対する回答の義務付け及び必要な財政支援を行うこと

2) 医療扶助の抜本的な見直し

○ 医療費の一部自己負担の導入など医療扶助適正化の推進

- ・地方自治体の財政を大きく圧迫している医療扶助について、医療費の一部自己負担の導入をはじめ、生活保護受給者の医療保険制度への加入や、マイナンバーによる受給資格確認の導入など、適正化に向けた抜本的な見直しを進めること

3) 生活困窮者自立支援制度の充実

○ 自立相談支援事業における国庫負担上限設定の撤廃

- ・人口区分による国庫負担上限額を撤廃し、地方自治体において必要となる事業費に対して十分な財政支援を行うこと

○ 学習支援事業の必須事業化

- ・学習支援事業を地方自治体が実施する必須事業として位置づけるとともに、国による財政支援を拡充すること

9-3. 新たな社会福祉施策の展開

»内閣府、法務省、厚生労働省

1) 単身世帯の急増に伴う遺留金に関する制度構築

○ 遺留金の地方自治体による柔軟な活用

- ・遺留金の帰属先を国から地方自治体へ変更するとともに、地方自治体が管理する遺留金について、柔軟な活用を可能とする制度改正を行うこと

2) 孤独・孤立に対する支援

○ ヤングケアラー等に対する支援の拡充

- ・介護保険サービスにおいても、障害福祉サービスと同様に、居宅介護等における「育児支援」と同様の制度を創設するとともに、ケアプラン作成等に際して地方自治体・医療・教育等の関係機関との積極的な連携を推進すること

○ 子どもの居場所づくり事業等に対する財政支援の拡充

- ・地域子供の未来応援交付金（子供等支援事業）について、コーディネーターの配置に要する費用等に対する補助上限額の引上げを行うなど、財政支援を拡充すること

（参考）【地域子供の未来応援交付金（子供等支援事業）】（国制度）

- ・対象事業：①子供たちと「支援」を結びつける事業
（コーディネーター事業、アウトリーチ事業 等）
②連携体制の整備
③研修の実施
- ・補助率：1/2（上限15,000千円（①、②）、上限3,000千円（③））

【神戸市のコーディネーター事業費】

- ・コーディネーターの配置等に要する費用：51,000千円

10-1. 地方分権のさらなる推進

»内閣府、総務省

1) 多様な大都市制度の早期実現

○ 大幅な事務・権限及び税財源の移譲

- ・基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市に対して、事務・権限の移譲とあわせ、抜本的な税財源の移譲を実現すること
- ・令和4年の重点テーマである計画策定等の見直しをはじめとして、地方分権改革提案募集制度を活用した義務付け・枠付けの見直しを推進すること

○ 「特別自治市」制度の法制化

- ・令和3年11月に指定都市市長会で取りまとめた提言を踏まえ、「特別自治市」制度の法制化の早期実現を図ること

(参考)【特別自治市の概要】

基礎自治体優先の原則の下、住民により良い行政サービスを提供するために二重行政を完全に解消し、公平な税財源配分に見直す制度

その他項目

国家予算に対する提案・要望
令和5年度 神戸市

1. まちの活力の創出

»内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

1) 公共交通機関の利用促進等の充実

- 地方鉄道施設の維持充実を図るための事業費の確保
 - ・ 地域鉄道事業者における鉄道施設の安全を確保するため、鉄道軌道施設の維持・更新に対し、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の事業費を確保すること
 - ・ 地域鉄道事業者が実施する、沿線を活性化し利用者増につながる駅施設等の改修に対して支援を行うこと
- 地域旅客運送サービス継続事業の補助要件の緩和
 - ・ 生活交通を担うバス路線のダウンサイジングに伴う地域旅客運送サービス継続事業については、指定都市においても地域内フィーダー系統の補助が受けられるよう、補助要件の緩和を行うこと

2) 道路整備の推進

- 阪神電鉄本線連続立体交差事業（住吉駅東方～芦屋市境）における関連道路整備のための継続的な事業費の確保
 - ・ 踏切の除却に加え、歩行者の安全確保や地域の一体化などの連続立体交差事業のストック効果を最大限発揮させるため、電線共同溝を含めた関連道路整備のための計画的かつ集中的な事業費を確保すること
- 都心内道路の再整備に対する財政支援の継続
 - ・ 都市の魅力向上に向けて、税関前歩道橋のリニューアルや生田川右岸線の機能強化などの道路空間再整備を進めるため、継続的な財政支援を行うこと

3) 公園整備等の推進

- 都市公園リノベーション及び都市緑化推進に対する財政支援の継続
 - ・子育て支援や高齢社会に対応した都市公園ストックの再編に必要となる事業費の支援を継続すること
 - ・自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりを進めるため、グリーンインフラ整備に必要となる事業費の支援を継続すること
 - ・都心・三宮再整備事業において、都市の魅力を向上させ、神戸のシンボルとなる東遊園地の再整備と、地域の拠点となる磯上公園の再整備を進めるための事業費の支援を継続すること
- 国営明石海峡公園（神戸地区）の整備推進に対する事業費の確保
 - ・国営明石海峡公園の神戸地区の整備は、隣接するしあわせの村とあわせて、経済・文化・教育・産業等各方面にわたる広範な波及効果が期待されており、残りの区域についても早期に供用が開始できるよう事業費を確保すること

4) 市街地整備の推進

- 密集市街地における住環境整備費等に対する財政支援の継続
 - ・延焼危険性の低減及び避難困難性の解消のため、老朽建築物除却に対する補助や都市計画道路の整備などへの継続的な財政支援を行うこと
- 鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業に対する財政支援の継続
 - ・駅前再開発事業により整備された鈴蘭台駅へのアクセス性の向上、通学路の安全確保、事業区域内の旧兵庫商業高校跡地を活かしたまちづくりを推進するため、土地区画整理事業の計画的かつ集中的な財政支援を引き続き行うこと
- 新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業に対する事業費の確保
 - ・阪神・淡路大震災により甚大な被害を受けた新長田駅南地区の震災復興市街地再開発事業では、最後の1工区（腕塚5第3工区）において、特定建築者制度を活用した事業の推進を図っており、特定建築者に対し必要となる事業費を確保すること
- 民間市街地再開発事業等に対する事業費の確保
 - ・良好な住環境の形成や地域活性化を図るため、耐震性不足や老朽化が進む地区において、市街地再開発組合等が実施する市街地再開発事業や優良建築物等整備事業に対する事業費を確保すること

5) 地域価値の維持に資する歴史的建築物等の保全・転活用の推進

- 都市再生推進法人への土地等の譲渡にかかる租税特例措置の補助要件の緩和
 - ・対象土地を低未利用土地に加え地域価値の維持に資する歴史的建築物等の土地にも拡充すること
 - ・譲受人である都市再生推進法人の要件を公共性及び公益性が担保できることを条件に、株式会社等にも適用できるよう拡充すること

6) 住宅政策の推進

- 市営住宅マネジメント計画に基づく市営住宅の再編・改修等に対する財政支援の継続
 - ・市営住宅マネジメント計画に基づく改修・更新時期を迎える大量の市営住宅の再編（廃止・建替え）・改修事業、及び大規模市営住宅におけるまちづくりの観点を踏まえた居住機能再生事業について財政支援を行うこと
- すまいに関する相談・情報提供事業の交付金における取扱いの緩和
 - ・住情報施策をはじめとした基礎的な住宅施策については、基幹事業の事業量に左右されない安定的な運営が必要なことから、社会資本整備総合交付金の基幹事業として位置づけること、または、提案・効果促進事業の合計事業費の比率の上限を緩和すること
- 中古住宅の取得時にかかる税制支援制度の充実
 - ・増加する空き家対策として既存ストックを有効活用するため、中古住宅の取得時に、新築住宅取得時以上の税制面の優遇措置を講ずること
（例）不動産取得税の控除額の割り増し、固定資産税の1/2軽減措置
- 居住支援協議会に対する財政支援の拡充
 - ・居住支援法人やその活動を支援する居住支援協議会の取組みが今後ますます重要となることから、財源となる居住支援協議会等活動支援事業については、今後も安定的に活動を行うために必要な財源を確保すること

7) 雇用対策のさらなる推進

- 障害者の超短時間雇用及び在宅就労の推進に向けた制度の拡充
 - ・週 20 時間未満の超短時間労働者も雇用率の算定対象に含めるとともに、障害者の在宅就労を推進するため、在宅就業障害者に仕事を発注する企業に対する支援制度の対象要件の緩和や、促進に資する新たな施策を講じること

8) 環境に配慮した持続可能な農漁業の推進

- 環境に配慮した農漁業の展開に対する財政支援の拡充
 - ・地球温暖化やSDGsへの対応として、「環境に配慮した持続的な農漁業」を推進するため、①生産体制の構築、②生産者と消費者の相互理解の促進、③環境負荷の低減などに資する取組みに対し、「みどりの食料システム戦略推進交付金」による財政支援を拡充すること

2. 安全・安心なまちづくりの推進

»内閣官房、内閣府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

1) 防災体制の推進

○ 防災庁の創設及び神戸周辺への拠点設置

- ・防災に関する政策立案・総合調整機能を担う防災庁を創設し、首都直下型地震発生時における東京のバックアップ機能や南海トラフ巨大地震発生時における現地対策機能を担うため、神戸周辺への拠点設置を行うこと

2) 災害時における道路ネットワークの機能強化

○ 災害時における料金施策の実施も含めた交通マネジメントへの支援

- ・被災した一般道路の通行止めにより、迂回路で著しい渋滞が継続的に発生した際に関係機関が連携して実施する高速道路の料金施策を含む災害時交通マネジメントに対して、国土交通省や高速道路会社においては、マネジメントに参画し、必要な施策の展開を支援すること

3) 被災者生活再建支援制度の充実

○ 世帯数要件の撤廃及び支援金支給対象の拡大

- ・地方自治体ごとの被害規模（被災世帯数）要件を撤廃するとともに、大規模補修・解体を伴わない半壊や住宅以外の生活基盤被害についても支給対象とすること

4) 社会インフラの強靱化による安全・安心の確保

○ 上水道・工業用水道の施設及び管路の計画的な老朽化対策、耐震化に対する財政支援の拡充

- ・生活基盤施設耐震化等交付金について、引き続き国において十分な財源の確保を行うとともに、採択要件の緩和を行うこと
- ・工業用水道にかかる改築事業の補助率について、緊急更新・耐震化事業と同様の補助率（1/3）へ引き上げること
- ・水管橋耐震化等事業において、基幹管路上の水管橋は市民生活・地域産業への影響が大きいことから、水管橋の形式に関わらず補助対象とすること

5) 水害対策に対する事業費の確保及び財政支援の充実

○ 河川治水対策の推進に対する財政支援の継続

- ・都市基盤河川改修事業を着実に進めるため、妙法寺川等の改修事業について、十分な財政支援を継続的に行うこと

(参考)【都市基盤河川事業】

実施河川：事業中 3 河川（妙法寺川、伊川、櫛谷川）

事業予定 1 河川（友清川）

6) 土砂災害対策に対する財政支援の拡充

○ 土砂災害対策道路事業補助制度の拡充

- ・土砂災害対策道路事業のさらなる推進のため、より活用しやすい制度となるよう、補助要件を拡充すること

7) 「ユニバーサルデザイン」のまちづくりの推進

○ 鉄道駅のバリアフリー化、ホームドア等の整備に対する財政支援の拡充

- ・鉄道駅におけるバリアフリー化やホームドア等の整備のさらなる促進を図るため、国において十分な事業費を確保すること

3. 子育て・教育環境の充実

»文部科学省、厚生労働省

1) 児童福祉施策の拡充

- 児童養護施設等における退所後の相談支援や障害児加算等、人員配置の充実に対する財政支援の拡充
 - ・ 入所児童の退所前と退所後の支援を効果的に実施するため、自立支援担当職員の資格や勤務条件、支援回数等の配置要件を緩和すること
 - ・ 発達障害児などの支援が困難な児童の受入れを推進するため、障害児加算の創設等人員配置に要する財政支援を拡充すること
 - ・ 虐待を主たる措置理由とする児童に対する長期的ケアを充実させるため、被虐待児受入加算の認定後2年目以降についても加算適用期間とする等、財政支援を拡充すること
 - ・ 栄養士の配置義務のない施設定員40名以下の施設についてもその配置を義務付けるとともに、財政支援を拡充すること
- 里親・児童養護施設における進学支援の充実のための財政支援の拡充
 - ・ 高等学校等に在学する児童の教育費について、実態に合った水準への増額など、財政支援を拡充すること
 - ・ 大学等に進学する児童に対する入学支度費の拡充や進学後の学費、通学交通費の支援制度の創設など財政支援を拡充すること
- ファミリーホームに対する財政支援の拡充
 - ・ 施設運営の安定化を図るため、入所児童数に応じて算定されている事務費を定員数に応じた算定方法へ変更すること
- 新・放課後子ども総合プランの推進に対する財政支援の拡充
 - ・ 地域ボランティア等の地域人材の確保が課題となっているため、人材確保のための処遇改善を行えるよう国庫補助率の引上げを行うこと

○ 放課後児童健全育成事業における障害児加算制度の拡充

- ・職員の継続的な雇用による障害児の受入れ体制を確保するため、対象児童が退会した月末時点で加算の対象外とする現在の算定方法について、年間を通じた算定方法を導入するなど、財政支援を拡充すること

○ 児童館の整備に対する財政支援の拡充

- ・老朽化の進む児童館の大規模改修や建替えに早急に対応するため、施設整備に対する財政支援を拡充すること

2) 多様な児童生徒に対する支援体制の充実及び学校の組織力強化

○ 不登校児童生徒への支援推進事業に対する財政支援の拡充

- ・不登校児童生徒の指導・支援を行うために設置・運営している「教育支援センター」をはじめとした支援体制の整備やフリースクール等に通う不登校児童生徒への支援に対する財政支援を拡充すること

○ スクールカウンセラー活用事業等に対する財政支援の拡充

- ・児童生徒等への心理的ケアを充実させ、問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図るため、スクールカウンセラー等の配置・拡充のための十分な財政支援を行うこと

○ 夜間中学における幅広い教育ニーズに対応するための教職員体制の拡充

- ・多様な年齢層・国籍の生徒が在籍する夜間中学特有の状況を踏まえ、教職員体制の拡充を図ること

○ 高校生等への修学支援に対する事業費の確保

- ・全ての意志ある高校生が安心して教育を受けられるよう、高校生等奨学給付金について、引き続き十分な事業費の確保を行うこと

○ 一般図書の無償給付を受けている特別支援学級在籍児童生徒への検定教科書の無償給付

- ・インクルーシブ教育推進の観点からも、特別支援学級の児童生徒が通常の学級との交流及び共同学習の際に必要な検定教科書を無償給付とすること

○ 小中学校における特別支援教育就学奨励費制度の拡充

- ・小中学校における通学、修学旅行及び校外活動等の付添人（保護者等）にかかる経費について、特別支援学校と同様に特別支援教育就学奨励費の対象とすること

○ 高等専門学校における基盤的設備の更新・整備に対する財政支援の拡充

- ・新たな時代を担う技術者育成の推進に向け、工業高等専門学校において、集中的な基盤的設備の更新・整備を実施するため、国立工業高等専門学校と同水準の財政支援を行うこと

○ 管理職の処遇改善

- ・国において義務教育費国庫負担金の算定における管理職手当の引上げを実施するなど、管理職の処遇を改善すること

○ 特色ある英語教育の推進のためのALTの人材確保

- ・特色ある英語教育を推進していくため、JETプログラムによるALTの安定した配置への支援を行うこと

○ 補習等のための指導員等派遣事業に対する財政支援の拡充

- ・学力向上の取組みや配慮が必要な児童生徒に対してきめ細やかに対応するため、学習指導等を行う支援員の配置について十分な財政支援を行うこと
- ・教員の多忙化の解消や学校の組織力強化のため、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置拡充について、補助単価の引上げ等、十分な財政支援を行うこと

○ 学校司書の配置に対する財政支援の拡充

- ・児童生徒の読書環境や読書活動の充実を図るため、学校司書の配置に対する財政支援の拡充を行うこと

4. 保健・福祉・医療の充実

»法務省、厚生労働省

1) 地域医療提供体制の整備

- 不足する産科、小児科等における医師確保に向けた施策の推進
 - ・ 夜間・土日休日の救急を担う勤務医への手当の財政支援を行うこと
 - ・ 産科医の分娩取扱手当等を拡充すること
 - ・ 子育て世代医師の働きやすい職場環境を整備すること
- 小児救急医療及び周産期医療体制の確保に対する財政措置の拡充
 - ・ 小児科救急対応病院群輪番制の補助基準額を増額すること
 - ・ 小児科の休日・夜間急患センターへの財政支援を拡充すること
 - ・ 小児救急医療に対する診療報酬を拡充すること
 - ・ 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターに対する補助額を増額すること
- 二次救急を行う民間病院に対する税制上の特例措置の創設
 - ・ 救急医療等確保事業の用に供する固定資産税の非課税措置の適用を医療法人・個人病院等へ拡大すること

2) 障害者等に対する保健福祉施策の充実

- 重症心身障害者を受け入れる障害福祉サービス事業所の加算制度の拡充
 - ・ 医療的ケアの必要な重症心身障害者の日中活動支援について、事業所の負担を軽減するため、生活介護にかかる人員配置体制加算の配置比率を引き上げるほか、重症心身障害者の欠席率や送迎時の看護師添乗も考慮した加算制度を設けること
- 地域生活支援事業にかかる地方自治体の超過負担の解消
 - ・ 地域生活支援事業について、地方自治体の負担を軽減し十分なサービス給付を図るため、既定の補助率に基づく十分な事業費を確保するとともに、移動支援事業等の全国一律に実施すべき事業について、自立支援給付事業に位置づけること

○ グループホームの整備に対する財政支援の拡充

- ・ 障害者の地域移行を支える共同生活援助事業所（グループホーム）について、整備の中止や遅れにつながらないよう、社会福祉施設等施設整備費補助に関する十分な事業費を確保すること
- ・ 重度障害者を対象とする日中サービス支援型グループホームの整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助の補助基準額に、日中サービス支援型整備に関する加算制度を設けるなど、財政支援を拡充すること
- ・ グループホームにおける安全確保の強化のため、スプリンクラー設備等の補助について、補助率の引上げや補助要件の緩和を行うなど、財政支援を拡充すること

○ 措置入院患者等の継続的な支援体制の構築に対する財政支援の拡充

- ・ 措置入院患者等が地域で孤立せず安心して生活が送れるよう、退院後の継続支援について財政措置を行うこと

○ 入院患者の権利擁護確立に向けた制度改正

- ・ 入院患者の権利擁護及び精神科病院における通報義務を定める等、障害者虐待防止法または精神保健福祉法等の改正を行うこと

○ 制度的無年金者である外国人障害者等への救済措置

- ・ 国民年金法の国籍要件撤廃時、障害基礎年金を受給できない在日外国人障害者等への救済措置が講じられなかったために生じた制度的無年金者について、その救済のための法整備を行うこと

3) 医療保険制度の安定化

○ 国民健康保険が抱える構造的な課題の解決

- ・ 高齢者や低所得者の加入割合が高いという構造的な課題を解決し、安定的に制度を継続していくため、国費拡充等の財政支援を行うとともに、国において医療保険制度の一本化の検討を進めること

○ 外国人留学生にかかる医療保険制度の構築及び収納対策

- ・外国人留学生に対する医療保険制度の適用は、日本の社会保障に関わる問題であるため、市町村の負担とならない外国人留学生の医療保険にかかる制度を別途国の責任において構築すること
- ・上記が実現されるまでは、外国人留学生が多い都市の負担が過度にならないよう、国から十分な財政支援をすること
- ・外国人留学生の保険料の納付状況が極めて低いという課題に対応するため、特定技能外国人と同様、在留資格更新許可等申請時に国民健康保険料納付を要件化するとともに、毎年収納状況を確認する手順を制度化すること

4) 保健衛生施策の充実

○ ウイルス性肝炎対策に対する財政支援の拡充

- ・集団健診会場・医療機関における肝炎ウイルス検査の受診機会を引き続き確保し、潜在的な陽性者の発見・適切な治療につなげるため、集団健診での肝炎ウイルス検査に対する国庫補助率について、医療機関での検査に対する補助率と同率まで引き上げること

○ 指定難病医療費助成制度における患者負担の軽減

- ・指定難病医療費助成制度における自己負担割合について、障害者自立支援法に基づく更生医療費の自己負担割合と同程度まで引き下げること

○ 若年の末期がん患者の在宅ケアに対する新たな財政支援

- ・介護保険の対象とならない40歳未満の末期がん患者が、住み慣れた自宅で最期まで安心して生活が送れるよう、在宅における生活を支援し、患者及びその家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るため、訪問介護サービス等を利用する際の費用に対する財政支援を行うこと

○ がん患者のアピアランスケアに対する新たな財政支援

- ・抗がん剤や放射線治療の影響による脱毛、乳房切除等の外見の変化により、社会参加への不安をもつがん患者の治療・社会参加及び経済的負担の軽減を図るため、補正具等を購入する際の費用に対する財政支援を行うこと

5) 地域包括ケアシステム構築のための施策の一層の充実

○ 地域医療介護総合確保基金における指定都市への配分枠の設定

- ・ 指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ主体的に地域包括ケアシステムを構築できるよう、地域医療介護総合確保基金について、指定都市への配分枠の設定を行うこと

5. 地方分権改革の推進

»総務省

1) 地方交付税等の改革

○ 地方財源不足の解消

- ・市債発行額抑制や残高削減の取組みの支障となっている臨時財政対策債については、引き続き発行額の縮減・抑制に努めるとともに、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うことで、地方財源不足を解消すること

○ 地方交付税の適切な配分及び予見可能性の確保

- ・地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を反映させた客観的・合理的な基準によって適切に配分するとともに、地方の予算編成に支障が生じないよう、具体的な算定方法を早期に明示すること



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization



City of Design
KOBE 

Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008